

評 価 基 準 書

区分	記載項目	評価の視点	評価得点 (最低水準点)
(1) 基本的事項	①生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度について	・生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度、また、それぞれの対象者の特性について十分理解しているか。	10 〈4〉
	②事業の内容等について	・各業務(仕様書)における趣旨・目的・業務内容を十分理解できているかどうか。	5 〈2〉
	③業務実績等について	他の地方公共団体等での同様の業務実績ある等、迅速かつ臨機応変な対応が可能な経験等を有しているか。	5 〈2〉
(2) 提案内容	業務の実施方法	・実施体制や手法は適切か。 ・業務スケジュールは妥当なものであるか。 ・事業効果は十分見込めるか。	10 〈4〉
	被保護者就労支援業務	・個別求人開拓に当たって支援対象者とのマッチングは十分検討されているか。 ・職場への定着支援は計画的かつ、事業効果が見込めるか。	10 〈4〉
	被保護者就労準備支援業務	・コミュニケーション能力など就労に必要な基礎能力を身につけさせる工夫がなされているか。 ・就労体験の実施について受け入れ先の確保・開拓が可能か。	10 〈4〉
	生活困窮者就労準備支援業務	・日常生活自立、社会生活自立、就労自立の各段階での支援について効果的な取り組みが提案されているか。 ・自立相談支援機関との連携した支援に当たり効果的な手法について提案がなされているか。	10 〈4〉
(3) 危機管理	危機管理体制について	・事故が発生した場合の体制が整備されているか。また、苦情への迅速かつ、適切な対応は可能か。 ・個人情報保護について十分な取り組みがなされているか。	10 〈4〉
(4) 価格	委託料について	コストパフォーマンスに優れているか。 (1－提案額 / 提案 限度価格) × 30点(小数点以下切捨て)	30
合計			100

* 提案書・見積書・プレゼンテーションにより評価します。価格の評価得点の最低水準点はありません。